

学 則

1 研修の目的 視覚障害者の移動と情報提供をサポートする人材の養成

2 研修の名称 同行援護従業者養成研修

3 研修の要旨

研 修 課 程	事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員(人)	受講料(円)	受講対象者
同行援護従業者養成研修	函館市	昼間	3か月 (やむを得ない場合は6か月)	4日	8	25,000	一般

4 受講手続き

- (1)募集期間 開講日の1か月前から8日前までの間
- (2)受講者本人確認方法 公的証明書による確認
- (3)受講料納入方法 申込の後、現金または当法人口座への振り込み
- (4)受講料返還方法 原則は返還しない

5 研修時間数 別紙1

6 研修の免除 別紙2

7 主要テキスト 同行援護従業者養成研修テキスト第3版(中央法規)

8 修了認定

- (1)出欠の確認方法 出欠簿を備え、担当講師が確認の上、出欠簿に押印する。
- (2)成績の評定方法 実技に重点を置くので、質疑等における理解度を講師間で評価する。
- (3)修了の認定方法 全期間受講を確認の上、担当講師の報告を基に理事長が決定する。
- (4)修了証明書 別紙3

9 退学規定 当法人の方針に反し不法行為があった場合など重大なる犯罪行為があった場合。

10 その他 これら以外の課題が生じた場合、その都度、理事会により決定する。

注1 「事業所の所在地」は、研修を実施する市町村名を記載すること。

2 「研修の形態」は、講義の実施方法(昼間、夜間及び通信の別)を記載すること。

3 「修業年限」は、事業者が、規定された修業年限内で定めること。

4 「研修期間」は、研修(講義・演習・実習)が開始から終了するまでの標準期間を、年、月又は日を単位として記載すること。例 1年、3か月、90日

5 「受講料」は、講習料、教材料、実習料など受講者が共通して負担しなければならない費用の総額であって、1人分を記載すること。

6 「退学規定」は、退学の手続方法(受講者から退学を求める場合と事業者が一方的に退学を命じる場合の方法)を記載すること。